

## 第1回 墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会 会議録

日 時：平成28年9月1日(木) 午前10時00分～午前11時30分

場 所：二宮町役場 2階 第1会議室

出席者：出石委員 / 松木委員 / 森委員 / 矢島委員

欠席者：横田委員

事務局：成川都市部長 / 和田生活環境課長 / 石原環境政策班長 / 北川主事

傍聴者：3名

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 二宮町長あいさつ

町 長：二宮町は、大変コンパクトであり、住宅も密集しております。その中で、どのようにして墓地と共存していくのか、生活していく人間の一生の中で墓地というのは大変貴重な部分ですので、町の現状を把握していただきまして、ご議論いただきたいと思っております。

市は権限が移譲されておりますが、神奈川県内の町村では、権限が移譲されておられませんので、町が権限移譲を受けることになれば町村では初めてのこととなります。先ほども申し上げたとおり、コンパクトな町ゆえに職員にも限りがございますので、そういった中で権限移譲が出来るのか、そのようなことも慎重に検討し、町民の生活環境や利便性も守りながら、様々なご意見をいただき考えていきたいと思っております。

4. 委員紹介
5. 委員会設置要綱等について
6. 会長・副会長の選出

会 長：微力ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。この墓地の権限移譲、墓地の経営許可自体は各地で色々と問題も起きてまして、横須賀市では、訴訟があり敗訴しています。千葉県では、全市町村に権限が既に移譲され、県条例が廃止されています。一方で神奈川県の場合は、移譲を受ける受けないを調整しながら、同意がなければ応じないという事になっていますから、こういう会議の中でどうあるべきかを議論することは、大変大事なことだと思います。もう一点申し上げたいのは、権限を受けたら町内に墓地を造らせないということが出来る訳ではありません。墓地埋葬法の目的である公衆衛生、その他公共の福祉のために町が担当した方が良いのか、それとも県が行った方が良いのかですので、町で権限を持ったとしても一律禁止までは出来ないということは認識をした上での検討が私は必要だと思っております。

副会長：大変小さな面積でほとんどが住宅という町ですので、いかにして住環境を良く出来るかという事がこの町の将来に向けて大切なことだと思います。出来ることなら、出来る権限はいただいて、町が独自の将来をつくりだしていけるような方向に持っていけないかと考えています。

## 7. 議題

### (1) 委員会開催予定について

『委員会開催予定について事務局より説明（資料1）』

#### 【質問・意見等】

会 長：極力全員が出席できるように、事務局で日程を調整していただければと思います。

### (2) 権限移譲の概要について

『権限移譲の概要について事務局より説明（資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6）』

#### 【質問・意見等】

委 員：資料 2-1 の権限の移譲について、個別単位での権限移譲事務メニューと一定のまとまりのある権限を移譲する包括的権限移譲事務とありますが、墓地に関しては、個別単位での権限移譲事務という解釈ですか、それとも包括的権限移譲ですか。

事務局：資料 2-2 にありますように墓地に関しては、包括的に移譲する事務として県が示しています。

委 員：包括的に全部の権限を移譲するという事で進んでいるということですか。

事務局：墓地の権限に関しては、権限の一部を町村に移譲すると非効率になるということで全ての権限を一括で移譲するメニューとなっています。

会 長：若干補足しますと、既に権限が市にはおりにいるという話がありましたが、市全部に法律上権限がおりにいます。これから議論するのは、都道府県によって違うのですが、神奈川県は事務処理特例条例というのがあり、県と町村長で決める事務の再配分という制度になります。

墓地埋葬法に基づいて、町の条例を作って、町が全ての権限を持つと、墓地の経営許可について訴訟が起きれば、被告は町です。県でも国でもありません。そのような、かなり大きなもので、国が全国一律に決めるものではなくて、県と町で決めるものです。

資料 2-3 の墓地埋葬等に関する法律と施行規則ですが、結構量があるように見えますが、実は、墓地埋葬等に関する法律というのは、22 条までしかない法律で、この法律の施行令というものがありません。実は権限をもった自治体が細かいことを決められる法律となっています。目的にあります公衆衛生その他公共の福祉の観点から二宮町が必要であれば条例をつくることは可能です。先ほどの資料 2-6 で事細かに国から指針がでていると話がありましたが、極端な話、この指針に従わなくて

も構いません。ただし、すごく厳しい基準をつくった結果、訴訟で負けることは当然あります。そういう前提条件を踏まえながら、移譲を受けるべきかどうかを検討していくことが大事だと思います。

(3) 町内の現況について

『町内の現況について事務局より説明（資料 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5）』

【質問・意見等】

委員：資料 3-2 で「申請者は県条例に基づき説明会を開催したが、大多数の近隣住民は参加しなかった」という事ですが、それで説明会は開催されたことになったのですか。

事務局：大多数の近隣住民の方は、宗教法人に対する不信感等があり、説明会に参加すると既に協議が成されたと受け取られることを懸念し、ボイコットしましたが、許可権者の神奈川県は、周知できなかった近隣の方に別途書類の送付という形で周知は成されたという判断をして、審査が進められました。

委員：例えば、判を押すなど具体的に認めると言ったことは別に関係ないのですか。

事務局：昔は、近接の土地所有者の方に同意書に押印していただくことがありましたが、今の県の条例、審査基準の中ではそういう同意という形はなく、周辺 110m 範囲の人に周知をして協議をなささいという形になっております。

会長：資料 3-5 の開発事業における手続き及び基準等に関する条例ですが、面積に関係なく墓地は協議対象という事ですか。

事務局：そうです。

会長：若干補足しておきますと、県条例は、あくまでも墓地の経営許可のための条例なので、許可に係る基準が書かれています。その中に住民への周知について書かれてはいますが、それは許可をするか、しないかの基準ではありません。それに対して、町が制定しようとしている開発に係る条例は、墓地の経営許可とは全く関係なくて、適合承認書または不適合通知書というのがあって、県が墓地の経営許可をしても、手続きを進めて開発に係る条例の適合承認書をとらないと進められないという事です。

墓地の基準等は、開発に係る条例には定められてなく、住民手続きだけが決まっていて、住民意見に対する見解書等の手続きを真摯に行えば、墓地の中身は問わないという事になっています。

委員：そうすると、今、開発に係る条例を作ろうとしていますが、権限を移譲するという事が前提で作られているという事ですか。

事務局：こちらの条例（案）は、開発等に係る手続きの条例という事になりますので、墓地の権限とは全く別のものなので、墓地の権限が無くても開発に係る条例というものは出来る形になります。

会 長：条例は、大きく2種類あります。墓地の経営許可条例というのは、条例により許可しているのではなく、法による許可となり、墓地埋葬法第10条の許可をするための条例です。それとは切り離して、開発の条例は、墓地埋葬法とは違う世界で墓地等をターゲットにして条例をつくりますが、基準ではなくて手続き等のルールをつくる。これは、並行条例と言いますが、法律とは違うラインをつくって、違う規制をすることは、よくやっている手法の一つで、この条例は単独となります。

委 員：権限移譲を受けた場合、墓地を造れないようにする条例制定の指針はありますか。

会 長：資料2-6でありました厚生省が出している指針です。これが、大体墓地を規制するのなら、こういうものでやりましようと言うものですが、地域によって違いますから、具体的に基準を書いている訳でもないですし、ある程度基準を変えることは出来ませんが、そもそも憲法では、条例は法律の範囲内で制定すると書いてありますので、二宮町では一切墓地を造れないと言った条例を作ったら、これは違憲です。

#### (4) 規制状況について

『規制状況について事務局より説明（資料4-1、4-2）』

##### 【質問・意見等】

委 員：焼骨の場合、住宅からの距離規定は神奈川県ではないという事ですか。

事務局：その通りです。

委 員：埋葬（土葬）は出来ますか。

事務局：神奈川県では、原則禁止です。許可の条件として埋葬はしないことと定義付けています。

#### (5) その他

##### 【質問・意見等】

委 員：仮に権限を移譲した場合は、何課が担当部署になる等、検討していますか。

事務局：具体的な検討はしていませんが、基本的には生活環境課が第一候補だと思います。

委 員：専門的知識がないと出来ないと思います。

事務局：専門的な職員というのは、どこの部署にも居ませんので、そういった職員をどうやって養成していくか、或いは新規に採用するというような事も考えなければいけないと思います。

会 長：それは、2回目のテーマである課題の抽出で議論が出されて、我々の中で意見を申し上げることになるかと思います。

事務局：本日欠席されている委員よりご意見を頂いております。「各自治体における墓地等の許可に係わる条例策定時に過剰な規制をかけてしまい、住民は新たなお墓を求められなくなることが懸念され、条例自身が自主的な機能不全に陥っているというケースが散見される。また、墓埋法が目的とする国民の宗教的感情を実現することが

できない墓地行政が自治体でまかり通ってしまうことが懸念されることから、自治体が墓埋法の受け皿になることに疑問を多く感じる」とご意見を頂いております。

会 長：最後の「自治体が墓埋法の受け皿になる」というのは、地方分権の流れの中で、市までおりている権限を更に町村までおろすという事についての意見だと思うので、これは次回以降の検討ということで、県がやるべきなのか、町がやるべきなのかというところの議論になる話かと思えます。

事務局：次回の会議に向けて、その他に事務局の方で調査ですとか整理した方がいいような事項などがありましたら、ご意見頂けたらと思えます。

会 長：権限を受けるか否かの話は、将来の話なので、今回は人口ビジョンを示していただきたい。

## 8. 閉会

事務局：これもちまして、第 1 回の墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会は閉会とさせていただきます。